一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

事業者名：

受験者名：

【注意事項】

1．試験時間は、50分間です。

2．試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。

3．問題用紙は、表紙を含めて6枚です。

4．問題用紙は、持ち帰らないでください。

5．不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。

6．解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室ください。

※携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

北海道運輸局

令和7年4月更新本試験

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について

・次の文章において、内容が正しいものには【　】内に〇印を、内容が間違っているものには【　】に×印を記載してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。

【　　】

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

【　　】

3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。

【　　】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業者が死亡した場合、相続人が被相続人の経営していた一般貸切旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときには、被相続人の死亡後60日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

【　　】

5. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する運転者の連続運転時間は、5時間を超えないものとしなければならない。

【　　】

6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。

【　　】

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に毎事業年度に係る事業報告書を管轄地方運輸局長に提出しなければならない。

【　　】

８．一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。

【　　】

９．一般貸切旅客自動車運送事業を休止する時は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

【　　】

１０．一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する場合において、旅客は、運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。

【　　】

１１．一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。

【　　】

１２．一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名または名称、自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。

【　　】

１３．一般貸切旅客自動車運送事業者は、3両以上の事業用自動車の運行を管理する営業所毎に、運行管理者資格者証の交付を受けている者の中から運行管理者を選任しなければならない。

【　　】

１４．道路運送法関係法令には、一般貸切旅客自動車運送事業者が毎事業年度の経過後１００日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。

【　　】

１５．一般貸切旅客自動車運送事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。

【　　】

・以下の各設問の（　　）内に、正しいと思う語句を［　　］から選択し、記号を（　　）に記入してください。

16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、（　　）国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

［ ア. あらかじめ　イ. 事後に　ウ. 遅滞なく ］

17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して（　　）、弁明しなければならない。

［ ア. 誠実に　イ. 時間を定めて　ウ. 遅滞なく ］

18. 旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、（　　）保持するとともに、乗務員の酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

［ ア. 常時有効に　イ. 運行管理者が　ウ. 乗務員が ］

19. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、天災その他理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の（　　）に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

［ ア. 乗務員等　イ. 旅客　ウ. 車両 ］

20. 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の（　　）を受けなければならない。

［ ア. 免許　イ. 許可　ウ. 認可 ］

21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から（　　）以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

［ ア. 十日　イ. 十五日　ウ. 三十日 ］

22. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを（　　）保存しなければならない。

［ ア. 一年間　イ. 三年間　ウ. 五年間 ］

23. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、貸切バスの利用者に対して、（　　）のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的としている。

［ ア. 適切な運賃収受　イ. 適切な運行管理　ウ. 安全運行の確保 ］

・以下の各設問の（　　）内に、正しいと思う語句を［　　］から選択し、記号を（　　）に記入してください。

24. 自動車の使用者は、自動車の（　　）、運行時の状態等から判断した（　　）に国土交通省令で定める技術上の基準により、（　　）、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

（ア. 運行の安全　イ. 乗降装置　ウ. 天候　エ. 定期日　オ. 適切な時期
カ. 地点　キ. 幅員　ク. 灯火装置の点灯　ケ. 交通　コ. 点検　サ. 状態
シ. 異音　ス. 迅速　セ. 事故　ソ. 登録基準　タ. 丁寧　チ. 走行距離
ツ. 乗務員の服務　テ. 継続　ト. 技術の向上）

25. 一般貸切旅客自動車運送事業者が提出する下記の報告書の、報告期間と提出時期を下欄から選び、括弧内に記号を入れて下さい。
①事業報告書　:報告期間（　　）に係るもの　提出時期（　　）
②輸送実績報告書:報告期間（　　）に係るもの　提出時期（　　）

（ア. 毎事業年度の経過後100日以内　イ. 毎年5月31日まで　ウ. 毎事業年度の経過後120日以内
エ. 毎年7月31日まで　オ. 毎年1月1日から12月31日迄の期間　カ. 毎事業年度
キ. 前年4月1日から3月31日迄の期間　ク. 前年10月1日から9月30日迄の期間）

26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の（　　）を記載した（　　）を発行しなければならない。

（ア. 領収証　イ. 公示額　ウ. 支払時期　エ. 運送引受書　オ. 運行指示書
カ. 計算基礎　キ. 適用方法　ク. 見積額）

27. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、（　　）についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（　　）その他の環境の保全並びに整備についての（　　）を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

（ア. 所有権　イ. 運行管理者　ウ. 出発地　エ. 保安基準　オ. 運行の安全
カ. 技術の向上　キ. 火災　ク. 利益　ケ. 迅速　コ. 走行距離　サ. 重大な事故
シ. 運営を適正　ス. 目的地　セ. 点検　ソ. 継続　タ. 営業所　チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期　テ. 公共の福祉　ト. 保護　ナ. 乗務員の服務）

・以下の各設問の（　　）内に、正しいと思う語句を［　　］から選択し、記号を（　　）に記入してください。

28. 道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、道路運送の利用者の（　　）を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって（　　）を増進する事を目的とする。

29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、（　　）を起こしその他国土交通省令で定める（　）を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届出なければならない。

30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の（　　）の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める（　　）ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、（　　）を選任しなければならない。

※問28～問30　共通選択肢

ア. 所有権　イ. 運行管理者　ウ. 出発地　エ. 保安基準　オ. 運行の安全

カ. 技術の向上　キ. 火災　ク. 利益　ケ. 迅速　コ. 走行距離　サ. 重大な事故

シ. 運営を適正　ス. 目的地　セ. 点検　ソ. 継続　タ. 営業所　チ. 公害の防止

ツ. 適切な時期　テ. 公共の福祉　ト. 保護　ナ. 乗務員の服務

令和7年4月更新本試験

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について（解答）

・次の文章において、内容が正しいものには【　】内に〇印を、内容が間違っているものには【　】に×印を記載しなさい。

1.　一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第35条）

【 〇 】

2.　一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。（道路運送法第10条）

【 〇 】

3.　一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。（旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項）

【 × 】

4.　一般貸切旅客自動車運送事業者が死亡した場合、相続人が被相続人の経営していた一般貸切旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときには、被相続人の死亡後60日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。（道路運送法第37条）

【 〇 】

5.　一般貸切旅客自動車運送事業に従事する運転者の連続運転時間は、5時間を超えないものとしなければならない。（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条第1項）

【 × 】

6.　一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第15条）

【 〇 】

7.　一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に毎事業年度に係る事業報告書を管轄地方運輸局長に提出しなければならない。（旅客自動車運送事業等報告規則第2条）

【 〇 】

8.　一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。（道路運送法第21条）

【 ○ 】

9.　一般貸切旅客自動車運送事業を休止する時は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。（道路運送法第38条）

【 × 】

10.　一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する場合において、旅客は、運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。（一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第2条第1項）

【 ○ 】

11.　一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。（道路運送法第3条、同法施行規則第3条の2）

【 × 】

12.　一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名または名称、自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第42条）

【 ○ 】

13.　一般貸切旅客自動車運送事業者は、3両以上の事業用自動車の運行を管理する営業所毎に、運行管理者資格者証の交付を受けている者の中から運行管理者を選任しなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9）

【 × 】

14.　道路運送法関係法令には、一般貸切旅客自動車運送事業者が毎事業年度の経過後100日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。（旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7）

【 ○ 】

15.　一般貸切旅客自動車運送事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。（道路運送法第16条）

【 ○ 】

・以下の各設問の（　　）内に、正しいと思う語句を［　　］から選択し、（　　）に記入してください。

16．一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、（ **ア：あらかじめ** ）国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。（道路運送法9条の2第1項）

［ ア．あらかじめ　イ．事後に　ウ．遅滞なく］

17．一般貸切旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して（ **ウ：遅滞なく** ）、弁明しなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第3条）

［ ア．誠実に　イ．時間を定めて　ウ．遅滞なく］

18．旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、（ **ア：常時有効に** ）保持するとともに、乗務員の酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第24条）

［ ア．常時有効に　イ．運行管理者が　ウ．乗務員が］

19．一般貸切旅客自動車運送事業者は、天災その他理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の（ **ア：乗務員等** ）に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第20条）

［ ア．乗務員等　イ．旅客　ウ．車両］

20．一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の（ **イ：許可** ）を受けなければならない。（道路運送法第35条）

［ ア．免許　イ．許可　ウ．認可］

21．一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から（ **イ：十五日** ）以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第68条）

［ ア．十日　イ．十五日　ウ．三十日］

22．旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを（ **イ：三年間** ）保存しなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第37条）

［ ア．一年間　イ．三年間　ウ．五年間］

23．輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、貸切バスの利用者に対して、（ **ウ：安全運行の確保** ）のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的としている。（輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインⅠ－1－(2)）

［ ア．適切な運賃収受　イ．適切な運行管理　ウ．安全運行の確保］

・以下の各設問の（　　）内に、正しいと思う語句を［　　］から選択し、記号を（　　）に記入してください。

24．自動車の使用者は、自動車の（ **チ：走行距離** ）、運行時の状態等から判断した（ **オ：適切な時期** ）に国土交通省令で定める技術上の基準により、（ **ク：灯火装置の点灯** ）、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。（道路運送車両法第47条の2）

ア．運行の安全　イ．乗降装置　ウ．天候　エ．定期日　オ．適切な時期
カ．地点　キ．幅員　ク．灯火装置の点灯　ケ．交通　コ．点検　サ．状態
シ．異音　ス．迅速　セ．事故　ソ．登録基準　タ．丁寧　チ．走行距離
ツ．乗務員の服務　テ．継続　ト．技術の向上

25．一般貸切旅客自動車運送事業者が提出する下記の報告書の、報告期間と提出時期を下欄から選び、括弧内に記号を入れて下さい。
①事業報告書　：報告期間（ **カ：毎事業年度** ）に係るもの　提出時期（ **ア：毎事業年度の経過後100日以内** ）
②輸送実績報告書：報告期間（ **キ：前年4月1日から3月31日迄の期間** ）に係るもの　提出時期（ **イ：毎年5月31日まで** ）（旅客自動車運送事業等報告規則第2条及び次表）

ア．毎事業年度の経過後100日以内　イ．毎年5月31日まで　ウ．毎事業年度の経過後120日以内
エ．毎年7月31日まで　オ．毎年1月1日から12月31日迄の期間　カ．毎事業年度
キ．前年4月1日から3月31日迄の期間　ク．前年10月1日から9月30日迄の期間

26．一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の（ **カ：計算基礎** ）を記載した（ **ア：領収証** ）を発行しなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第10条）

ア．領収証　イ．公示額　ウ．支払時期　エ．運送引受書　オ．運行指示書
カ．計算基礎　キ．適用方法　ク．見積額

27．道路運送車両法は、道路運送車両に関し、（ **ア：所有権** ）についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（ **チ：公害の防止** ）その他の環境の保全並びに整備についての（ **カ：技術の向上** ）を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。（道路運送車両法第1条）

ア．所有権　イ．運行管理者　ウ．出発地　エ．保安基準　オ．運行の安全
カ．技術の向上　キ．火災　ク．利益　ケ．迅速　コ．走行距離　サ．重大な事故
シ．運営を適正　ス．目的地　セ．点検　ソ．継続　タ．営業所　チ．公害の防止
ツ．適切な時期　テ．公共の福祉　ト．保護　ナ．乗務員の服務

・以下の各設問の（　　）内に、正しいと思う語句を［　　］から選択し、記号を（　　）に記入してください。

28. 道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、道路運送の利用者の（ **ク：利益** ）を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって（ **テ：公共の福祉** ）を増進する事を目的とする。（道路運送法第1条）

29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、（ **キ：火災** ）を起こしその他国土交通省令で定める（ **サ：重大な事故** ）を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届出なければならない。（道路運送法第29条）

30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の（ **オ：運行の安全** ）の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める（ **タ：営業所** ）ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、（ **イ：運行管理者** ）を選任しなければならない。（道路運送法第23条）

（
ア. 所有権　イ. 運行管理者　ウ. 出発地　エ. 保安基準　オ. 運行の安全
カ. 技術の向上　キ. 火災　ク. 利益　ケ. 迅速　コ. 走行距離　サ. 重大な事故
シ. 運営を適正　ス. 目的地　セ. 点検　ソ. 継続　タ. 営業所　チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期　テ. 公共の福祉　ト. 保護　ナ. 乗務員の服務
）